

申請概要

1 申請者

東日本電信電話株式会社
代表取締役社長 江部 努
西日本電信電話株式会社
代表取締役社長 大竹 伸一
(以下「NTT東西」という。)

2 申請年月日

平成22年2月26日(金)

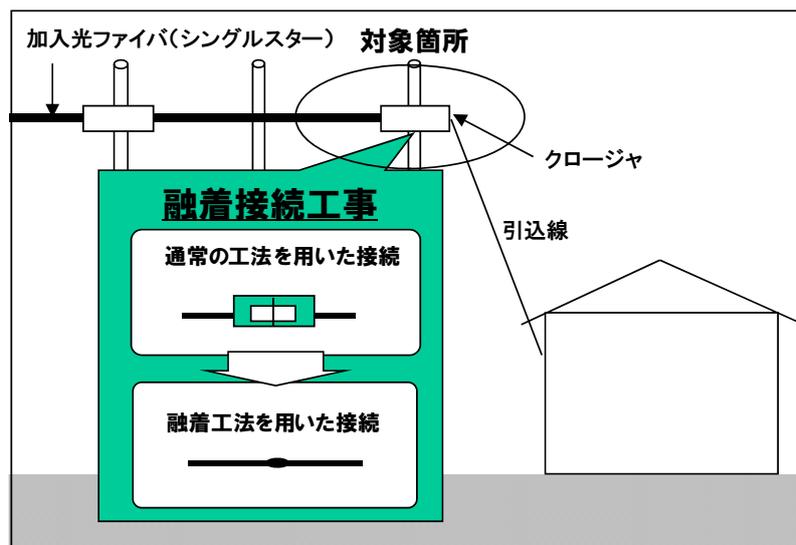
3 実施時期

認可後、速やかに実施。

4 概要

シングルスター方式の加入光ファイバにおいて、架空ケーブルと引込線を接続させる際に、光ファイバの断面を熱で溶かして接着させる融着工法をNTT東西が実施するため、当該工事に係る工事費を接続約款に新たに規定するものである。

(参考)設備構成イメージ



5 主な変更内容

N T T 東西が加入光ファイバの架空ケーブルと引込線を接続する際には、器具により光ファイバの端子同士を突き合わせて固定する工法が通常用いられている。今回、接続事業者より要望があったことから、同工法に加え、光ファイバの断面を熱で溶かして接着させる融着工法にて接続することを選択可能とするため、本融着工法に係る工事費を接続約款に新たに規定するものである。

なお、本工法は、シングルスター方式の加入光ファイバを新規に開通させる際の工事において選択可能とし、その対象は、クロージャ内の架空ケーブルと引込線の接続部における単芯接続箇所としている。

| 対象 | 単位 | | 作業時間※1 | 作業単金※2 | 料金額 |
|-------------|-------------|-----|----------|---------|---------|
| 融着接続 工事費 | 1 回線 ごとに | 東日本 | 0.570 時間 | 6,207 円 | 3,546 円 |
| | | 西日本 | | 6,169 円 | 3,526 円 |

※1 本件は、接続事業者の要望による追加的な工法の申請であることから、本工法と通常の工法の作業時間の差分を算定式における作業時間として用いている。

※2 平日昼間工事の場合

6 諮問を要しない理由

本件は、接続事業者からの要望を受け、追加的な選択肢として融着工法の工事費を接続約款に規定するものであり、また本工法の工事費については接続約款に記載の所定の算定式に基づいて計算されるものであることから、電気通信事業法第169条ただし書及び情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会決定第5号に基づき、情報通信行政・郵政行政審議会において諮問を要しない軽微な事項として認められたものである。